

平成 28 年 3 月 28 日
事 務 連 絡

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管課（室） 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

地方公共団体が設置する指定障害福祉サービス等事業所における
報酬単位数の算定に係る公立減算の取扱いについて

平素より、障害保健福祉行政の推進に格段の御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

障害福祉サービス等の報酬単位数の算定については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 523 号）」等において、その取扱いを示しているところです。

しかしながら、地方公共団体の事業に対する関与のあり方の多様化等により、地方公共団体が設置する指定障害福祉サービス等事業所における報酬単位数の算定に係る公立減算の取扱いについて、自治体間で相違が生じている状況にあることから、特に公的な関与が比較的大きい地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に定める地方公共団体が指定するもの（以下「指定管理者」という。）によりサービスが提供される場合の公立減算の取扱いについて、下記のとおり周知徹底を図ることとしたので、ご了解いただくとともに、管内市区町村への連絡に遺漏のなきようお願いします。

記

【公立減算の取扱い】

- 1 指定管理者によって提供された障害福祉サービス等に対する報酬は、原則として公立減算（所定単位数の 965/1000 を算定）の対象となること。
- 2 障害福祉サービス等の提供について、指定管理者が行う業務として協定書等に明記されていない場合であっても、1 と同様の取扱いとなること。
- 3 判断に迷う場合は、適宜、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課に協議を行うこと。
- 4 指定管理者によってサービスが提供される場合であって、従前、公立減算を適用していないものにあっては、平成 28 年 4 月 1 日以降、新たに指定管理の協定を締結したもののから、上記取扱いの適用となること。